

経営所得安定対策だより

平成22年 3月31日
第7号
佐賀農政事務所



経営所得安定対策だより第7号です。
今回は4月から受付が始まる固定払及び21年産収入減少補てんの交付申請に関するお知らせなどです。

<目次>

1. 麦・大豆から米粉用米・飼料用米等に転換される方の固定払の申請について
2. 水田経営所得安定対策に関するスケジュール
3. 加入申請書の作成に関する留意点
4. 平成21年産収入減少補てんについて
5. 平成22年産収入減少補てんについて



1. 麦・大豆から米粉用米・飼料用米等()に転換される方の固定払の申請について

戸別所得補償制度モデル対策の水田利活用自給力向上事業では、米粉用米・飼料用米等を作付した方に対し、生産コストと販売収入の差額の補てんとして、8万円/10aを助成することとしています。

一方、固定払も麦・大豆の生産コストと販売収入の差額の一部を補てんするものです。

麦・大豆から米粉用米・飼料用米等へ作付転換し、8万円/10aの助成を受ける場合には、二重の補てんとならないよう、作付転換分の固定払を辞退することが必要です。

米粉用米・飼料用米等を作付けされる場合は、6月30日までに「新規需要米取組計画書」を佐賀農政事務所へ提出して認定を受けていただく必要があります。

このうち、固定払の期間平均生産面積保有者に対して、「固定払の辞退に関する手続き」をお伝えする予定です。

なお、不作付を解消して米粉用米・飼料用米等を作付けるなど、麦・大豆の作付面積が減らない場合は辞退の必要はありません。

水田利活用自給力向上事業の戦略作物のうち米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲を言います。

麦・大豆から米粉用米・飼料用米等に作付転換し、水田利活用自給力向上事業の助成（8万円/10a）を受ける方は、同事業の助成に当たって「経営所得安定対策固定払交付辞退申告書」の提出が必要となっておりますので、固定払の交付申請に併せて提出してください。

上記に該当する方が固定払を辞退していただく面積は、

21年産から22年産にかけての転作カウントされた麦・大豆の作付の減少面積

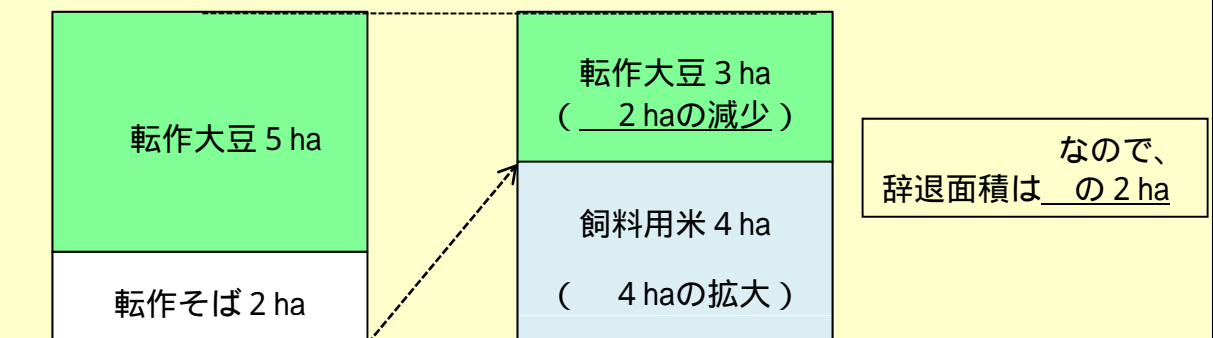
21年産から22年産にかけての米粉用米・飼料用米等の作付拡大面積のいずれか小さい方の面積が基本となります。

この場合、固定払の交付申請を行う際には、申請書（様式第4号「過去の生産実績に基づく交付金」の交付申請書）の期間平均生産面積の欄に、ご自分の保有する期間平均生産面積から、上記の面積を差し引いた面積を記載して提出することになります。その際には、水田利活用自給力向上事業の助成に当たって必要となる「経営所得安定対策固定払交付辞退申告書」を提出してください。

【大豆から飼料用米への転換の例】

<21年産まで>

<22年産>



保有する期間平均生産面積が
5 haの方ならば・・・



固定払の申請は
 $5 \text{ ha} - \underline{\quad} \text{の } 2 \text{ ha} = 3 \text{ ha}$
で行ってください。

過去の生産実績がない場合の支援策を受けている方、既に米粉用米・飼料用米等の生産に取り組んでいる方などは、計算方法が異なる場合もありますので、お近くの農政事務所、担い手協議会にご確認ください。



ご注意ください。

固定払の申請期限は、従来どおり9月30日までです。

（早期交付を希望される場合は6月30日までです）

複数品目の期間平均生産面積を保有している場合、どの品目の期間平均生産面積を辞退するかは、申請者の任意です。

辞退を申出た後、米粉用米・飼料用米等への転換面積が変わっても、原則として固定払の追加交付・返納手続きは行いません。

固定払を辞退しても保有する期間平均生産面積は減少しません。

2. 水田経営所得安定対策 当面のスケジュール

4月より加入申請、収入減少補てんの積立金関係の申請、固定払・成績払の交付申請など、申請が輻輳する時期となっていますので、申請スケジュールをお知らせします。

皆様から要望いただきました固定払交付金の早期交付のためには、期間平均生産面積（緑ゲタ）の移動登録書を5月末までに提出していただく必要がありますのでご注意ください。

	加入申請	固定払い	成績払い	収入減少補てん		
22年 4月	↑ 22年産加入申請・収入減少補てん積立申出	↓ 期間平均生産面積の移動登録	↓ 翌年度申請分 成績払い 交付申請	↓ 収入減少補てん 交付申請		
5月						
6月				↓ 固定払い交付申請		↓ 収入減少補てん 交付決定
7月			↓ 収入減少補てん 積立金納付期限 7月末		↓ H21大豆 成績払い 交付決定	

- 申請に必要な各様式は、直接申請の方については農政事務所から直接郵送し、事務手続きを委託されている方については委託先を通じて配付されます。うち、各申請様式には、一部に21年のデータを記入していますので、変更があれば修正の上、提出してください。
- 平成21年産大豆の成績払いにおいて、翌年度申請となるのは3月5日までに交付申請できなかったもので、3月中に品質区分別生産量が確定したものです。

3. 加入申請書の作成に関する留意点

4月1日より加入申請書を受け付けます。以下の点に注意していただき提出をお願いします。

加入申請期間は4月1日から6月30日となっています。

平成21年度に加入されていた方は、平成21年産の内容を記載したものを送付致しますので、変更箇所には二重線を引き変更後の内容を記載してください。

記入例

様式第1号

水田経営所得安定対策加入申請書

都府県用
平成 22 年産用

佐賀農政事務所長 殿

年産の水田経営所得安定対策に加入したいので、下記のとおり申請します。

太枠内の該当するものにレ印を記入、該当箇所に必要な事項を記入してください。また、記入されている事項の修正があるときは、修正してから申請してください。

〔担当者記入欄〕
対策加入者管理コード A410123456

加入申請
・過去の生産実績に基づく交付金（固定払） する しない
・毎年の生産量・品質に基づく交付金（成績払） する しない
・収入減少影響緩和交付金（収入減少補てん） する しない

申請年月日 平成 22 年 6 月 21 日

フリガナ サカエマチシュウラクエイノクミアイ
氏名又は法人・組織名 **栄町集落営農組合**
フリガナ サカエマチ タロウ **サガ イチロウ**
代表者氏名（法人・組織のみ） **組合長 栄町 太郎 佐賀 一郎**
生年月日 年 月 日 設立年月日（法人組織） 平成18年8月1日
住所 (〒840-0883) 840-2222
佐賀市栄町3-3-3 佐賀市栄町3番51号
電話 0952-23-3138 0952-23-4444 FAX () E-Mail ()

金融機関名 栄町集落営農組合 **佐賀農業協同組合** 支店名 栄町統括支所 種目 別段
口座番号 カナ J A サカエマチ サカエマチ シンモクオウダングチ
漢字 J A 栄町 栄町支部 品目横断口

代理受領
希望しない 希望する 希望する
希望する場合は、「委任状」（様式第12号）を提出してください。

〔担当者記入欄〕
金融機関コード 支店コード

経営面積
田と畑の合計
ア-カの合計 **310,000**
~~300,000~~ m²
所有地 借入地 農作業委託契約面積
田 ア 255,000 m² イ **50,000**
~~40,000~~ m² ウ 5,000 m²
畑 エ m² オ m² カ m²

特別・特認の適用
希望しない 希望する
希望する場合は、「特別・特認の適用申告書」（別紙1）を提出してください。

作付予定面積
米 小麦 二条大麦 六条大麦
210,000 **160,000**
~~200,000~~ ~~150,000~~ m² 100,000 m² m²
はだか麦 大豆 その他
m² 100,000 m² m²

個人情報の取扱いの確認
「個人情報の取扱い」に記載された内容について
同意する 同意しない

対象農業者であることの確認書類の提出
省略なし 省略あり
「省略あり」の場合は、「対象農業者であることの確認書類の提出・省略申告書」（別紙2）を提出してください。

押印
集落営農組織は**組合長印**か**組合長の私印**、法人は**登記印**を押印してください。

氏名
法人及び集落営農組織等の場合、**役職・代表者名**も記載してください。

口座情報
口座情報を修正する際は**訂正印**をお願いします。

経営面積 作付面積
経営面積・作付面積は平成21年産の情報ですので、**必ず平成22年産の情報に修正**をお願いします。

様式への記入は黒のボールペンをお願いします。

4 . 平成 2 1 年産収入減少補てんについて

(1) 交付申請

4 月から**21年産**の収入減少補てんの交付申請がはじまります。
記載例を参考に、交付申請書を作成して頂きますようお願いいたします。
なお、訂正印は使えませんので、修正がある場合はお手数ですが、新しい様式に再度記入して提出ください。

記載例

様式第10号
「収入減少影響緩和交付金」の交付申請書

農林水産大臣 殿

申請者 住所 氏名 (法人等にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

対策加入者管理コード A

「収入減少影響緩和交付金」の交付を受けたいので、以下の生産実績数量に基づき計算される金額の交付を申請します。
なお、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第2項第3号に規定する農地（遊休農地）がないことを誓約します。

対象農産物	地域等区分	生産実績数量
		kg
		kg
		kg
		kg

(注意事項)

- 対象農産物ごと、地域等区分ごとの生産実績数量を確認できる書類を添付してください。
- 米穀の生産実績数量の記入に当たっては、生産調整方針に従って設定された生産数量目標の範囲内としてください（加工用米等は対象外）。また、種子用に供される米穀、未検査米、自家消費用米その他の当該交付金の交付対象とならない米穀の数量については、生産実績数量には含まないでください。

住所は、加入申請書（様式第1号）に記載した住所を記入してください。
加入申請書提出後に住所の変更等があった場合は、加入申請書（様式第1号）の補正を行ってください。
法人、組織で申請する場合は、法人名、組織名のほか代表者の役職、氏名も併せて記入してください。

この申請書に押印する印鑑は、加入申請書（様式第1号）、委任状と同一のものを使用してください。
法人は、登記されている代表者印を使用してください。

「対策加入者登録通知書」に記載されたコード（Aで始まる10桁のコード）を記入してください。（不明の場合は、農政事務所等にお問い合わせください。）

地域区分（佐賀地域、松浦地域）ごとに記入してください。

米については、検査格付3等級以上で販売した数量を記入してください。（交付申請を行う年産分に限る）

積立金の積立を行った作物は必ず記入してください。
生産実績数量がない場合は「0」を記入してください。
麦の場合は、必ず小麦、二条大麦等と記入してください。

農協等が作成する数量報告書等に記載されている数量を間違えずに記入してください。

米穀については、生産調整方針作成者が通知した生産数量目標の範囲内としてください。
麦・大豆で成績払の交付申請を行った場合は、その数量を記載してください。



自家消費用、種子用、加工用、米粉、飼料用米、未検査米、規格外は対象外です。

(2) 積立金

収入減少影響緩和交付金は積み立てていただいている積立金について、返納か繰り越すか選択できるようになりました。

つきましては以下の書類を4月30日までに提出してください。

返納する場合

様式第25号

収入減少影響緩和交付金の積立金返納申出書

平成22年4月30日

佐賀農政事務所長 殿

住所 佐賀市栄町3番51号

氏名 栄町集落営農組合
組合長 佐賀 一郎

佐賀印

対策加入者管理コード A 4 1 0 1 2 3 4 5 6

私が積立金管理者に対して積み立てた収入減少影響緩和交付金における積立金の全額について、その返納を申し出ます。

繰り越す場合

収入減少影響緩和交付金の積立金の次年産への繰越申出書

平成22年4月30日

佐賀農政事務所長 殿

住所 佐賀市栄町3番51号

氏名 栄町集落営農組合
組合長 佐賀 一郎

佐賀印

対策加入者管理コード A 4 1 0 1 2 3 4 5 6

私は、平成21年産の積立金の取扱いについて、次年産への繰越を希望いたします。

5 . 平成 2 2 年産収入減少補てんについて

(1) 積立額

収入減少補てんは対策加入者が一定の積み立てを行う必要があります。
積み立てるには**積立申出書**を**6月30日までに提出**してください。なお、
当事務所より7月上旬に送付予定の**積立額等通知書**をご覧になり、10%収入減少対応か20%収入減少対応を選択のうえ、**納付期限の7月末までに納付**してください。

積立額は、積立基準収入額により算出しますが、繰り越した前年の積立金の残高に応じて異なります。(下記イメージ図参照)

< 積立金の残高に応じた積立額のイメージ図 >

ケース 1 積立金の残高がゼロの場合

10%
選択

2.25%の額

20%
選択

4.5%の額

ケース 2 積立金の残高が積立基準収入額の2.25%未満の場合

10%
選択

積立金残高 2.25%の額

積立金の残高に応じて、10%(最小)~20%(最大)の収入減少に対応

20%
選択

積立金残高 4.5%の額 - 積立金残高

ケース 3 積立金の残高が積立基準収入額の2.25~4.5%未満の場合

ケース3の場合は20%選択のみとなります

20%
選択

積立金残高 4.5%
- 積立金残高

ケース 4 積立金の残高が積立基準収入額の4.5%に達している場合

20%
選択

積立金残高

⇒ 納付不要

(2) 積立申出書

記載例

様式第9号 22年産

収入減少影響緩和交付金における積立申出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者 住所 氏名 **佐賀市栄町3番51号
栄町集落営農組合
組合長 佐賀 一郎** 栄町集落
営農組合

対策加入者管理コード A

収入減少影響緩和交付金について、積立金の積立てを行う旨
農産物ごとの生産予定面積を下記のとおり申し出ます。

記

対象農産物	地域等区分	生産予定面積
		m ²
		m ²

当年産の収入減少影響緩和交付金における積立金の積立コースの選択について、現時点における意向を記載してください（該当するものにレ印を記入してください。）
 なお、今回は意向の確認であり、積立金は、実際の納付の際に最終的に決定することになります。
 また、米の申出を行った方は、米戸別所得補償モデル事業の申請の際に記載してください。

(1) 積立金の積立コース

10%の減収に対応した積立金を納付予定	<input type="checkbox"/> 申請する
20%の減収に対応した積立金を納付予定	<input type="checkbox"/> 申請する

(2) 米戸別所得補償モデル事業

(注意事項)

- 対象農産物ごと、地域等区分（地域別・銘柄別）ごとの生産予定面積を記入してください。
- 本申出書は、申出期限（6月30日）までに提出してください。
- 収入減少影響緩和交付金の交付に当たり、米穀の生産数量目標に即した生産を行ったことが確認できなかった場合、米穀について補てんが行われません。
- 米戸別所得補償モデル事業における変動部分の交付金が交付される場合は、当該交付金を収入減少影響緩和対策の補てん額から控除します。

「米穀」、「大豆」は本年作付予定面積を、「麦」は22年産の作付実績面積を記入してください。

米穀のみ「佐賀地域」又は「松浦地域」と記入してください。

「米穀」、「秋期には種する小麦」、「二条大麦」、「はだか麦」及び「大豆」と記入してください。

現段階での意向をチェックしてください。

収入減少補てん積立金の納付期限は、7月末となっています。

【お問い合わせ先】

佐賀農政事務所農政推進課
 地域第一課（唐津市）
 地域第二課（武雄市）

0952-23-3136 FAX 0952-23-3143
 0955-78-0488 FAX 0955-78-0597
 0954-22-2125 FAX 0954-23-1164